

【機密性 2 情報】

【職員限り】

統括官	上席監査官	法務監査官
		

2014 年 12 月 2 日
5 年 (2019 年度末まで)
統括法務監査官

《 リーガルチェック 回答 》

(早期買受けの) 確認書について (1 統)

平成 26 年 12 月 1 日に依頼のあった標記の件について、以下のとおり検証結果を回答します。

なお、本回答内容等の採否は、あくまでも所管部門の判断で行っていただくものであることを申し添えます。

【回答】

貴課提示の確認書及び追加要望に基づき、別添「回答書 (案)」のとおり回答する。

(以上)

12/2 16:00

最終

確認書 (案)

近畿財務局国 (以下「甲」という。)と学校法人森友学園 (以下「乙」という。)は、甲、乙の間で平成〇年〇月〇日付 第〇〇号により締結した下記物件 (以下「本物件」という。)の国有財産売買予約契約 (以下、「本件売買予約」という。)について、次のとおり確認する。

記

物件の表示

所在地 豊中市野田町1501番地
区分・面積数量 土地・8,770.43㎡

第1条 乙は、経営努力を行い、可及的速やかに本件売買予約に基づく予約完結権を行使するよう努める。

第2条

- 1 乙は、本確認書の発効後、本件売買予約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間、毎年〇月〇日限り、乙の経営、資金状況等を示す一切の書類 (決算書、その他甲が指定する書類) を甲に提出する。
- 2 甲は、必要に応じて、乙の経営、資金状況並びに本物件買受代金の積立状況等について、乙に説明を求めることができる。
- 3 甲は、毎年〇月〇日限り、本件売買予約の予約完結権を乙が行使するにあたり参考となる情報 (毎年国税庁が発表する路線価による簡易価格等。但し、あくまでも本物件の本件売買予約に基づく売買代金は、本件売買予約契約書に基づいて算定する。) を乙に提供する。
- 4 前三項の情報交換の結果、甲が必要と判断した場合には、本件売買予約の予約完結権行使時期等、本件売買予約の履行の詳細について、甲は、乙に協議に応じることを求めることができる。
- 5 前項の協議の結果、乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にあることが判明した場合には、乙は、甲に対して、速やかに本件売買予約に基づく予約完結権を行使することを誓約する。
- 6 前項の「乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にある」とは、乙の本物件の買受代金の原資としての手持ち資金及び大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準第1の6の(5)のエの基準の範囲内で外部調達可能な金額の合計額が、第3項により、甲が乙に提供した参考価格を超えた場合を指す。

第3条 本確認書は、契約書の締結と同時に効力を発するものとする。

第4条 本確認書の解釈に疑義が生じたとき、又は本確認書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して決定する。

以上を確認した証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 国

契約担当官 近畿財務局 管財部 ○○○○長

書式変更: インデント: 左 1 字、最
初の行: 3 字

(乙) 学校法人○○○○

